## 《参考資料: 臨時福祉給付金の加算対象者一覧》

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、以下のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、1人につき5,000円を加算します。

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等(注1)
- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被爆者諸手当 (注2)
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当 (注3)
- ⑨ ガス障害者対策手当(注3)
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金 (注4)
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金 (注4)
- ② (医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付又は(生物由来製品 感染等被害救済制度の)感染救済給付(注4)
- (注1) 旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済 法等に基づく年金を含みます。
- (注2) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当 に限ります。
- (注3)特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当に限ります。
- (注4) 障害年金、障害児養育年金、遺族年金に限ります。
- ①の基礎年金等については、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ②~⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。
- ※ 複数の加算措置に該当する方の場合も加算される額は1人につき5千円です。